

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（衆院選での政党公約特集号）2024年10月15日 NO.692

衆院選では学校給食費の「保護者負担軽減」 や「無償化」の議論と選挙公約の実現を

衆院選では、少子化対策や物価高対策として、学校給食費の負担軽減や無償化に関わる公約も多く出ています。「給食費の保護者負担軽減など地域の実情に応じた重点支援地方交付金の拡充」（自民党）や「公立小中学校の給食費無償化」（立憲民主党）、「高等教育までの教育費の無償化」（社民党）、「給食費の無償化」（れいわ新選組）、「学校給食費の無償化」（共産党）などの選挙の公約です。保護者にのしかかる子育て費用の負担を軽減する必要があります。そのためには、低い賃金を大幅に引き上げ、十分な生活ができるようにすること。長時間労働を短縮し、もっと自由な時間を増やすこと。女性の負担となっている家事や育児、介護の分担なども見直すこと。また、子育てを家族だけで分担とする自己責任ではなく、社会全体で分担し、育てるという発想の転換も必要です。

突然の石破総裁の衆院解散表明で、運動会や文化祭などの学校行事が影響を受けている

自民党の石破新総裁は、首相に就任する前に、衆院を「10月9日解散、15日公示、27日投開票」として表明しました。石破さんは、自民党の総裁選挙の討論では、衆院の早期解散に慎重な姿勢を示していました。首相に就任してもいない人が、解散・総選挙を表明することは、きわめて異例です。野党が、予算委員会での国会論戦を要求していることを無視しての表明です。突然の解散総選挙で、困っているのは各地の選挙管理委員会です。投票所となっている小中学校でも、10月27日には、校舎や体育館の明け渡しを求められ、予定していた運動会や文化祭の中止や延期の日程変更を余儀なくされています。

実質賃金が3カ月ぶりに0.6%マイナスに 賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない

8月分の実質賃金は、前年同月より0.6%減少しました。3カ月ぶりのマイナスです。6月・7月は、ボーナスの大幅増があったため、プラスとなっていました。名目賃金は、3.0%増の29万6688円、消費者物価指数は、3.5%上昇。物価の上昇分を差し引いた働き手1人当たりの実質賃金は、5月まで過去最長の26カ月連続マイナスを記録していました。賃金の上昇が、物価の上昇に追いつかず、生活が苦しくなっています。

家計支出が2カ月ぶりに減少、節約志向に

8月の家計調査では、2人以上の世帯が使ったお金は29万7487円で、物価変動の影響を除いた実質では前年同月より1.9%の減少でした。物価高で、家計の節約志向が強まっています。減少は2カ月ぶりで、自動車の購入や国内パック旅行などが、減少しています。消費額の3割超を占める食費は、2.6%増えています。「節約して、貯蓄の回す傾向が続いている」（総務省）。

青森県では、すべての小中学校で、10月から給食費が無償化になる

青森県は、小中学校の給食費の無償化に向け、18億8千万円の予算を計上し、県内の自治体に交付金として配分しました。10月1日から、県内のすべての小中学校で、給食費が無償化されました。

都道府県で、所得制限を設けずに小中学校の給食費を無償化するのは、全国で初めてだといいます。「青森は、子育てについて全国の中でも先進的な県だと、内外にしっかりPRでき、食を通じた子どもの成長を大きく後押しするというPRにつながる」（宮下知事）。

既に無償化を進めてきた17の自治体については、無償化の相当額の8割が、子育て支援の交付金として配分されます。こうした自治体では、交付金を修学旅行費やランドセル、制服など学用品の無償化のほか、おむつ費用の助成などに活用するといいます。

東京都カスタマーハラスメント（カスハラ）防止条例が成立、全国初、来年4月から施行

東京都は、客からの迷惑行為などのカスタマーハラスメントを防ぐ、全国初の条例を議会で成立させました。客の他に、公的サービスを提供する役所の窓口や学校などを利用する人なども対象としています。

条例は、カスハラを「客から就業者に対しその業務に関して行われる著しい迷惑行為で、就業環境を害するもの」と定義しています。客や事業者などの責務として防止策を講じるよう求め、運用にあたっては、客の権利を不当に侵害しないよう留意を求めています。罰則はなく、来年4月から施行されます。

学校や役所の窓口も、カスハラの対象です

東京都は、カスハラは客が優越的な立場だと思い込んで行うものだととらえ、同じような構図で起きるハラスメントも対象としました。

- 店員と客
- イベント主催者と参加者
- 公的サービスを提供する役所の窓口や学校などの担当者とその利用者
- 国会議員や地方議員が行政の職員に過度な要求を行うケース
- 有権者である住民が「1票の力」を振りかざして議員に嫌がらせをするケース

官民を問わず対策を求めて、ハラスメントを撲滅。利用者側の責務として、何人もカスハラを行ってはいけないこと。東京都が実施する施策に協力すること。

一歩前進だが、しかし課題もまだ残っている

課題としては、客からの正当な要望と、カスハラの線引きをどう判断するかです。例えば、「非常識」「過度な」とある表現をどう線引き、判断するのか。東京都は、実効性を高めるために、具体例を示したガイドライン（指針）を、各業界は共通のマニュアルを作成し、禁止行為の具体例を示すとしています。

「労働者の就業環境を害するもの」という定義や「正当な理由がない過度な要求」「その他不当な行為」では、不十分との批判もあります。顧客や都民、公務員労働者の正当な権利、政治的な表現の自由、財産権との関係で、慎重であるべきとの意見です。